

○ 岡崎市「障がい」ひらがな表記運用ガイドライン

(平成21年4月1日実施)

- 1 このガイドラインは、文書・掲示物等における「障害」の表記について必要な事項を定めるものとする。
- 2 次に掲げるものについては、「障害」「障害者」等の単語における「害」の表記を「障がい」「障がい者」のようにひらがな表記とする。
 - (1) 公文書（通知、案内文等の一般文書、内部文書）、条例・規則・要綱・要領等、予算書、広報、イベント・啓発等チラシ、パンフレット、制度・計画等冊子、会議資料、説明資料、ホームページ等、市の責任において作成されるものについては、すべてひらがな表記に更新する。ただし、既に印刷が終わっているものについては、刷り直しをせずに使用し、改正時や増刷時に表記を更新する。
 - (2) 本市の施設・組織名称等の固有名詞については、すべてひらがな表記に更新する。
 - (3) 既存の各種計画については、改定時期に併せて表記を更新する。
 - (4) 看板、標識、案内掲示等の設置物や掲示物等は、すべてひらがな表記に更新する。
- 3 次に該当するものについては、適用除外とする。
 - (1) 国又は県が定めた法律及び条例等の名称及び引用文
 - ア 障害者自立支援法
 - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律 等
 - (2) 本市以外が作成したもの
 - ア 国や県が定めた申請書・届出書等の様式、パンフレット等
 - (3) 本市の執行機関ではない団体・施設名等の固有名詞
 - ア 愛知障害者就業センター
 - イ 日本知的障害者福祉協会 等
 - (4) 人の状態を示すものではないもの
 - ア 障害物
 - イ 交通障害
 - ウ 電波障害 等
 - (5) 既存・既設のもので、表記を更新することが困難なもの（ただし、条件が整えば速やかに表記を更新すること）
 - ア 寄附受納によるもの等、安易に手が加えられないもの
 - イ 変更するために高額な費用がかかるもの 等
 - (6) その他ひらがな表記とすることが適当でないもの
 - ア 健康障害、肝機能障害（医療用語）
 - イ 変更すると事務に支障をきたすもの 等